

本 会 の 概 要

(1) 設 立 趣 旨

化石燃料の枯渇化をほぼ半世紀の後に控え、この予想にもとづく経済効果はすでに種々の形で現れているといわれます。また、化石燃料の燃焼による汚染で地球は人間の住める天体としての条件を失いつつあることは周知のとおりであります。

かくて、石油経済の黄金時代は倫安の夢と過ぎ去り、クリーンエネルギーをシステムとして系統的かつ総合的にもくるむことは、わが国のように人口密度が大きく、高度の工業国にとっては、まさに、その存否をかける大問題となつてまいりました。

このような情勢のもとで、われわれは、例えば1次エネルギーを太陽と核などに求め、2次エネルギーを電力と水素で支える、そのような理想的なクリーンエネルギーシステムをわが国の社会、風土に適した形で確立できるように調査し、研究することが急務であると考えます。

また、水素エネルギーシステムに適合した工学や工業の学理と技術についての研究をはかるとともに、これらの重要性について一般の認識を深めつつ、各界に、問題解決についての協力を強く訴えたいと思います。

エネルギー問題やその関連分野に関心をもたれる総ての方々が、この趣旨に賛同され、ご協力下さらんことを心から希望してやみません。

昭和 48 年 7 月 17 日

発起人一同

(2) 本 会 の 活 動

・研究会

水素製造・利用技術およびエネルギーシステム研究に関する当面の重要課題について研究討論会(定例研究会)を年約4回開催する。

団体会員のみを対象とする特別研究会も随時開催する。

・研究発表会

我国に於いて進行中の水素エネルギー技術分野に

おける研究成果について発表会を原則として年に1回開催し、一般にも公開する。

・講演会・シンポジウムなど

水素エネルギーシステム技術や問題点をひろく一般に普及啓蒙するための講演会、映画会などを随時開催する。また講演会、シンポジウム、海外研究者などを囲んでの懇談会なども随時開催する。

・会誌その他資料の刊行

年間における研究会の成果などをとりまとめて編集した会誌を年2回、その他の資料を刊行する。

・国際活動

国際水素エネルギー協会(IAHE)と密接な関係を保ち、水素エネルギー技術における研究およびその成果の普及に関する国際交流活動に積極的に寄与する。

(3) 入 会 案 内

1. 本誌添付の入会申込書にて申込書下欄事務局にお申込み下さい。
2. 理事会の承認を経たうえで、入会承認の通知を差し上げます。(理事会の開催日程により、半月ないし1カ月以上を要する場合があります。)
3. 入会通知とともに、会費納入に関する請求書を送付致します。領収書は、銀行振込または郵便振込時に金融機関が発行する領収書に代えさせていただきます。本協会の領収書が必要な場合は事務局までご連絡下さい。
4. 会費
 - 1) 個人会費 8,000 円/年額
 - 2) 学生会員 3,000 円/年額
 - 3) 団体会費 1口 80,000 円/年額
5. 団体会員の特典
 - 1) 定例研究会には、何人でも出席できます。(個人会員の場合は、本人以外の出席は認められません。)
 - 2) 団体会員を対象とした研究会も開催されます。
 - 3) 定例研究会等の内容記録・資料サービスを行います。
 - 4) 海外文献情報等の提供サービスも考慮します。

水素エネルギー協会 会則**第1章 総則**

(名称)

第1条 本会は、水素エネルギー協会(Hydrogen Energy Systems Society of Japan)という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都またはその周辺におく。

(委員会、部会)

第3条 本会に、調査、研究、企画および刊行物発行のため、委員会または部会を設けることができる。

(目的)

第4条 本会は、水素エネルギーシステム並びに関連分野の学理と技術に関する調査と研究の推進を計るとともに、これらの重要性について、一般の認識を高めることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会、研究発表会、講演会等の開催
- (2) 水素、水素エネルギーシステム、および、その要素技術等に関する協会誌および刊行物の発行
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 団体会員：本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人または団体
- (2) 個人会員：本会の目的に賛同して入会する個人
- (3) 学生会員：本会の目的に賛同して入会する学生

(会費)

第7条 本会の会員は別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、毎年度の初めにその年度分を納入しなければならない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由によっても、これを返還しない。

(入会)

第8条 本会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第9条 会員は、本会の催す各種の学術的会合に出席することが出来る。

- 2 会員は、本会の発行する会誌の配布を受けることが出来る。
- 3 会員は、本会則の定めるところにより選挙権及び被選挙権を有する。

(資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一つに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 禁治産若しくは準禁治産または破産宣告を受けたとき
- (3) 死亡または解散したとき
- (4) 会費を1カ年以上滞納し、または本会の名誉を傷つけ、若しくは本会の目的に反する行為をしたため、総会の議決により除名されたとき

(退会)

第11条 会員で退会しようとするものは、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。

第3章 役員・評議員および顧問

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 6名以上 20名以下
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 会長、副会長、理事および監事は、会員のうちからこれを選任し、総会において、承認する。

- 2 会長と副会長および監事は互いに兼任することができない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある

ときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき本会の業務を執行する。

4 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(退任)

第16条 会長、副会長及び理事又は監事が会員の資格を失ったときは、退任するものとする。

2 会員である法人または団体の職員から選任された会長、副会長及び理事又は監事は、その法人又は団体が会員の資格を失った時、またはその法人又は団体の長からの指定が取り消されたときは、退任するものとする。

(評議員)

第17条 本会に評議員を 15 名以上 30 名以内置く。

2 評議員は、会員の中からこれを選任し、総会において、承認する。

3 評議員は、役員を兼ねることが出来ない。

4 評議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 第 16 条は、評議員について準用する。

(役員及び評議員の報酬)

第18条 本会の役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は支弁する。

(顧問)

第19条 本会に、次の顧問を置くことができる。

(1) 顧問：理事会で必要と認められた者。

(2) 名誉顧問：水素エネルギー協会の会長、役員を永く務め、本会の発展に顕著な功績のあった者、または、本会の発展に際だった寄与をした者で、理事会で推薦された者。

2 顧問および名誉顧問は、本会の目的達成に必要な事項について、会長の諮問に応じ理事会

に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第 4 章 会議

(種別)

第20条 本会の会議は、総会、理事会、評議員会の 3 種類および理事会が必要と認めた会議とする。

(総会)

第21条 総会は、これを通常総会および臨時総会の 2 種類に分ける。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会・評議員会又は監事が必要と認めた時開催する。また、5 分の 1 以上の会員から会議に付議すべき事項を示して請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

(総会の招集)

第23条 総会は会長がこれを招集する。

2 総会の招集は、会員に対し少なくとも 10 日以前にその会議に付議すべき事項・日時および場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の構成および議決)

第24条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において出席会員のうちから互選で定める。

3 総会は、会員の 2 分の 1 以上出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない会員で当該議事について書面をもって表決した者及び他の会員に表決を委任した者は、出席したものとみなす。

4 総会の議事は、本会則に別段の規程がある場合を除くほか、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

5 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知しなければならない。

(付議事項)

第25条 次の事項は、総会に付議して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 財産目録
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会則に定められた付議事項
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

(理事会)

第26条 理事会は、必要あるごとに会長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、総会に付議する事項ならび業務執行に関する重要項目を決定する。
- 3 理事会は、理事会構成員の3分の2以上出席しなければ議事を開き、決議することができない。ただし、当該議事について書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
- 4 理事会の議事は、出席した理事会構成員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(評議員会)

第27条 評議員会は評議員を持って構成し、会長が召集する。

- 2 評議員会の議長は、出席評議員のうちから互選で定める。
- 3 評議員会は、会長の諮問に答え又会長に意見を述べることが出来る。
- 4 評議員会は、現在数の2分の1以上が出席しなければ議事を開き決議することが出来ない。ただし、当該議事について書面を持って、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 5 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第28条 会議の議事録は、議長がこれを作成し、議長および出席代表者1名以上が記名捺印のうえ、会長がこれを保存する。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入

- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第32条 本会の事業計画および収支予算書は、会長が作成し、理事会の議決を得た後、毎会計年度の開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむをえない事情があるため当該会計年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合、当該会計年度の開始の日から2月以内に総会の議決を得るものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前会計年度の予算執行の例による。

(事業報告および収支決算)

第33条 本会の事業報告は、会長が会計年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経、理事会の議決を得た後、当該会計年度終了後2月以内に総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第34条 本会は、事業の遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て特別会計を設けることが出来る。

- 2 前項の特別会計は、第32条の収支予算および前条の収支決算に計上しなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において会員の3分の2以上の議決を経て、これを変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、総会において会員の4分の3以上の議決を経て、解散することが出来る。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において
会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類
似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第7章 補則

(事務局)

第39条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 その他事務局長および職員に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

(施行細則)

第40条 この会則の施行について必要な細則は、会長
が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

付

(会則の改正)

- | | |
|-------|------------|
| 制 定 | 昭和48年9月4日 |
| 第1次改正 | 昭和57年2月17日 |
| 第2次改正 | 昭和59年4月1日 |
| 第3次改正 | 平成8年1月29日 |
| 第4次改正 | 平成11年5月13日 |
| 第5次改正 | 平成14年4月17日 |
| 第6次改訂 | 平成20年5月8日 |

以上

1. 役員

1.1 理事 18名

会長

岡崎 健 東京工業大学大学院 理工学研究科 教授
(理工学研究科工学系長、工学部長)

副会長

松村 幾敏 新日本石油株式会社 代表取締役副社長

堂免 一成 東京大学大学院 工学系研究科 教授

理事

秋葉 悦男 (独)産業技術総合研究所 エネルギー技術研究部門 副研究部門長

市川 政夫 株式会社本田技術研究所 基礎技術研究センター 主任研究員

岡野 一清 九州大学大学院工学府 客員教授

神谷 祥二 川崎重工業株式会社 技術研究所 化学技術研究部 化学プロセスグループ長

小島 康一 トヨタ自動車株式会社 FC 技術部長

坂田 興 (独) エネルギー総合工学研究所 プロジェクト試験研究部長

佐々木一成 九州大学 水素利用技術研究センター センター長・教授

白根 義和 太陽日酸株式会社 開発エンジニアリング本部 水素プロジェクト統括部長

谷生 重晴 横浜国立大学 教育人間科学部 教授

西宮 伸幸 日本大学理工学部 教授

橋本 辰彦 岩谷産業株式会社 滋賀技術センター 水素エネルギー部シニアマネージャー

廣瀬 正典 新日本石油株式会社 研究開発本部中央技術研究所 水素・新エネルギー研究所長

本田 国昭 大阪ガス株式会社 技術開発本部 理事

安田 勇 東京ガス株式会社 基盤技術部 技術研究所長

渡辺 正五 財団法人日本自動車研究所 FC・EV センター長

1.2 監事 2名

堤 敦司 東京大学生産技術研究所 教授

丸山 晋一 (財) エンジニアリング振興協会 水素プロジェクト室 室長代理

2. 評議員 23名

飯山 明裕 日産自動車株式会社総合研究所 燃料電池研究所長

伊藤 衡平 九州大学大学院 工学研究院 准教授

内田 裕久 東海大学工学部 教授 (学校法人理事、副学長、工学部長)

岡 嘉弘 富士電機アドバンステクノロジー株式会社 燃料電池部 担当部長

岡田 佳巳 千代田化工建設株式会社 研究開発センター 兼開発企画部 シニアスタッフ

小貫 薫 (独) 日本原子力研究開発機構 原子力基礎工学研究部門 核熱応用工学ユニット IS プロセス技術開発グループリーダー

折茂 慎一 東北大学金属材料研究所 准教授

兜森 俊樹 株式会社日本製鋼所 研究開発本部 担当部長

亀山 秀雄 東京農工大学 化学システム工学科 教授

栗山 信宏 (独) 産業技術総合研究所 ユビキタスエネルギー研究部門 新エネルギー媒体研究グループ長

勝呂 幸男 三菱重工業株式会社 風力発電事業ユニット量産推進課 主幹技師

鈴木 譲 株式会社鈴木商館豊田事業所 技術主幹

原田 亮 帝国石油株式会社 技術企画部天然ガス利用技術開発チームリーダー

平井 秀一郎 東京工業大学炭素循環エネルギー研究センター 教授

福山 春雄 太平洋液化水素株式会社 代表取締役社長

松永 是 東京農工大学 理事・副学長

松村 幸彦 広島大学大学院 工学研究科 教授

丸子 三郎 株式会社日本ケミカル・プラント・コンサルタント 取締役社長

光島 重徳 横浜国立大学院 工学研究院 准教授

三宅 淳 (独) 産業技術総合研究所 セルエンジニアリング研究部門長

山根 公高 武蔵工業大学環境エネルギー工学科兼水素エネルギー研究センター 准教授

横山 稔 株式会社グレートスピリッツ 代表取締役社長

吉田 克巳 昭和シェル石油株式会社 研究開発部企画管理課 担当課長

3. 顧問

伊原 征治郎

太田 健一郎 横浜国立大学大学院 工学研究院 教授

小野 修一郎 千葉工業大学 社会システム科学部 教授

斉藤 泰和 東京理科大学 工学部 教授

佐藤 章一 (財) 環境科学技術研究所 顧問

佐野 寛 地球エネルギーシステム研究所 所長

福田 健三 (財) エネルギー総合工学研究所 研究顧問

4. 名誉顧問

太田 時男 フロンティア情報学習機構

本多 健一

(氏名五十音順)

団体会員 (連絡先)

	団体名	部署	担当者	〒	住所
1	旭硝子株式会社	中央研究所	加藤 勝久	221-0863	横浜市神奈川区羽沢1150
2	岩谷瓦斯株式会社	技術部	岩下 博信	524-0041	滋賀県守山市勝部4-5-1
3	岩谷産業株式会社	水素エネルギー部	橋本 辰彦	524-0041	滋賀県守山市勝部4-5-1
4	上野トランステック株式会社		上野 善	135-8074	東京都港区台場2-3-2 10F
5	臼井国際産業株式会社	商品企画部	水野 賀寿光	411-8610	静岡県駿東郡清水町長沢131-2
6	大阪ガス株式会社	エンジニアリング部 ECOエネルギーチーム	田中 琢実	554-0051	大阪府大阪市此花区西島5-11-61
7	大村精機株式会社	技術部 設計課	坂 一浩	141-0032	東京都品川区大崎4-13-8
8	株式会社荏原製作所	風水力機械カンパニー エネルギー事業統括部	上野 修一	114-8510	東京都大田区羽田旭町11-1
9	株式会社大倉理研	管理部	秋山 真木男	351-0101	埼玉県和光市白子2-26-5
10	株式会社価値総合研究所	エネルギー環境戦略部	加納 達也	108-0073	東京都港区三田3丁目4-10
11	株式会社グレートスピリッツ		横山 稔	150-0022	東京都渋谷区恵比寿南1-16-7-502
12	株式会社ジーエス・ユアサ パワーサプライ	インダストリー事業本部 特機事業部 技術開発部	岩波 良治	601-8520	京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1
13	株式会社四国総合研究所	エネルギー研究部	三木 啓史	761-0192	香川県高松市屋島西町2109-8
14	株式会社ジャパンエナジー	精製技術センター	梅沢 順子	335-8502	埼玉県戸田市新菅南3-17-35
15	株式会社神鋼環境ソリューション	技術開発本部	三宅 明子	651-2241	神戸市西区室谷1-1-4
16	株式会社鈴木商館	豊田事業所	鈴木 譲	470-0334	豊田市花本町井前129-2
17	株式会社テクノバ	調査研究一部	丸田 昭輝	100-0011	東京都千代田区内幸町1-1-1
18	株式会社日本ケミカル・プラント・コンサルタント		宮田 峻	101-0045	東京都千代田区神田鍛冶町3-8-6
19	株式会社日本製鋼所	研究開発本部	徳重 裕之	141-0032	東京都品川区大崎1-11-1
20	株式会社フジキン	CS・マーケティング本部	中村 浩一	101-0021	東京都千代田区外神田1-18-19
21	株式会社本田技術研究所	四輪開発センター 第1技術開発室	磯辺 武揚	321-3393	栃木県芳賀郡下高根沢4630
22	株式会社宮入バルブ製作所	技術開発部	吉田 幸孝	104-0061	東京都中央区銀座西1-2
23	株式会社渡商会	営業部	佐藤 昭彦	221-0021	横浜市神奈川区区安通2-234
24	川崎重工工業株式会社	技術開発本部 技術研究所 化学技術部	神谷 祥二	673-8666	兵庫県明石市川崎町1-1
25	財団法人エネルギー総合工学研究所	総務部	池田 郁子	105-0003	東京都港区西新橋1-14-2
26	財団法人エンジニアリング振興協会	水素プロジェクト室	丸山 晋一	105-0003	東京都港区西新橋1-4-6
27	財団法人金属系材料研究開発センター	環境・プロセス研究部	永浜 洋	105-0003	東京都港区西新橋1-5-11 6F
28	財団法人石油産業活性化センター	新燃料部 水素利用推進室	菊川 重紀	105-0001	東京都港区虎ノ門4-3-9
29	財団法人日本自動車研究所		(図書室)	305-0822	茨城県つくば市苅間2530
30	サムテック株式会社	社長室	阪口 百合子	582-0027	大阪府柏原市円明町1000-18
31	三協興産株式会社	総務部	永井 光正	210-0867	川崎市川崎区扇町12-3
32	Shell Hydrogen BV	研究開発部 企画管理課	池田 修一	135-8074	東京都港区台場2-3-2
33	日本エア・リキード株式会社 ジャパン・エア・ガシス社	工業・ヘルスケア・ネットワークプロジェクト管理部	江藤 めぐみ	135-0062	東京都江東区東雲1-9-1
34	昭和機器工業株式会社	技術部	小川 佳一	812-0011	福岡市博多区博多駅前4-33-32
35	新コスモス電機株式会社	インダストリー事業部	山下 栄二	532-0036	大阪市淀川区三津屋中2-5-4
36	新日本石油株式会社	研究開発本部 研究開発企画部 R&D企画グループ	前田 征児	105-8412	東京都港区西新橋1-3-12
37	住友化学株式会社	技術・経営企画室	世古 信三	104-8260	東京都中央区新川2-27-1
38	石油資源開発株式会社	新技術事業推進室	茶木 一壽	100-0005	東京都千代田区丸の内1-7-12
39	太平洋液化水素株式会社		福山 春雄	210-0867	川崎市川崎区扇町5番1号
40	大陽日酸株式会社	開発・エンジニアリング本部 水素プロジェクト統括部	栗田 英次	142-8558	東京都品川区小山1-13-26
41	高砂熱学工業株式会社	総合研究所	増田 正夫	243-0213	厚木市飯山3150
42	田中貴金属工業株式会社	技術開発センター 技術開発部門 FC触媒開発部	小椋 文昭	254-0076	平塚市新町2-73
43	中国電力株式会社	エネルギー総合研究所 発電・材料担当	大平 隆	739-0046	東広島市鏡山3-9-1
44	千代田化工建設株式会社	研究開発センター	岡田 佳巳	221-0022	横浜市神奈川区区守屋町3-13
45	電源開発株式会社	技術開発センター 水素・エネルギー供給G	芳賀 剛	253-0041	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-9-88
46	東京ガス株式会社	基盤技術部 技術研究所	安田 勇	230-0045	横浜市鶴見区末広町1-7-7
47	東京ガスケミカル株式会社	技術開発部	近藤 健比古	105-0011	東京都港区芝公園2-4-1
48	東京電力株式会社	開発計画部 技術支援グループ	市川 善隆	230-8510	横浜市鶴見区江ヶ崎町4-1
49	東邦ガス株式会社	基盤技術研究部 水素エネルギー技術	梅田 良人	476-8501	愛知県東海市新宝町507-2
50	東横化学株式会社	ガスソリューション第三事業部	佐川 治久	211-8502	川崎市中原区市ノ坪370
51	トーヨーカネツ株式会社	機械プラント事業部	密本 巨彦	136-8666	東京都江東区東砂8-19-20
52	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	燃料電池・水素技術開発部	坂川 真理	212-8554	川崎市幸区大宮町1310 20F
53	トヨタ自動車株式会社	FC開発部 事務総括グループ	小島 康一	410-1193	静岡県裾野市御園1200
54	豊田通商株式会社	事業開発部	片柳 光昭	450-8575	名古屋市中村区名駅4-9-8
55	日産自動車株式会社	技術開発本部 技術企画部	増田 隆彦	176-8023	厚木市森の里青山1-1
56	日本エア・リキード株式会社	アドバンス ガス アプリケーション部	平瀬 育生	675-0181	兵庫県加古郡播磨町新島16番
57	バンドー化学株式会社	伝動技術研究所	柳 京太郎	649-6111	和歌山県紀の川市桃山町最上1242-5
58	富士電機アドバンステクノロジー株式会社	環境新エネルギー開発センター 燃料電池部	吉岡 浩	290-8511	千葉県市原市八幡海岸通7番地
59	三菱化工機株式会社	産業システムプロジェクト室	小淵 彰	210-8560	川崎市川崎区大川町2-1
60	三菱重工株式会社	原動機事業本部 新エネルギー事業推進部	小林 由則	220-8401	横浜市西区みなとみらい3-3-1
61	有限会社プロ・コンサル&トレイダーズ		新田 修	720-0073	広島県福山市北吉津町2-1-18
62	理研計器株式会社	研究部	大谷 晴一	174-8744	東京都板橋区小豆沢2-7-6

編 集 委 員 会

委 員 長	西宮 伸幸	(日本大学 理工学部)
	榎 浩利	(独立行政法人産業技術総合研究所)
委 員	神谷 信行	(横浜国立大学 工学部)
	小島 由継	(広島大学 先進機能物質研究センター)
	小堀 良浩	(新日本石油株式会社)
	坂田 興	(財団法人エネルギー総合工学研究所)
	桜井 誠	(東京農工大学 工学部)
	鈴木 讓	(株式会社鈴木商館)
	高垣 敦	(北陸先端科学技術大学院大学 マテリアルサイエンス研究科)
	田中 秀明	(独立行政法人産業技術総合研究所)
	谷生 重晴	(横浜国立大学 教育人間科学部)
	堂免 一成	(東京大学大学院 工学系研究科)
	西尾 匡弘	(独立行政法人産業技術総合研究所)
	原田 亮	(帝国石油株式会社)
	平井 秀一郎	(東京工業大学 炭素循環エネルギー研究センター)
	松村 幸彦	(広島大学大学院 工学研究科)
	安田 勇	(東京ガス株式会社)
	山根 公高	(武蔵工業大学 工学部水素エネルギー研究センター)
	若山 樹	(株式会社 KRI)
	渡辺 潔	(CDM コンサルティング)
顧 問	太田 健一郎	(横浜国立大学大学院 工学研究院)
	亀山 秀雄	(東京農工大学大学院 化学システム工学科)
HESS 会長	岡崎 健	(東京工業大学大学院 理工学研究科)

水素エネルギー協会 編集

水素エネルギーシステム Vol.33, No.2 (2008)

発 行 所 水素エネルギー協会

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-5

横浜国立大学 工学部物質工学科 エネルギー工学棟 401

事務局 光島 重徳、米富 美登代

Tel & Fax: 045-339-4020

E-mail: secretary@hess.jp

<http://www.hess.jp/>

銀行振込：りそな銀行 等々力支店 (普)0930893

郵便振替：00190-3-119581 水素エネルギー協会

発行年月日 平成 20 年 6 月 30 日

編集発行人 岡崎 健

印 刷 所 有限会社 柿野屋印刷所